

- 二十一 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）
- 二十二 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）
- 二十三 原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）
- 二十四 商標法施行規則の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第七十号）
- 二十五 密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十三号）
- 二十六 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）
- 二十七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）
- 二十八 基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）
- 二十九 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）
- 三十 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）
- 三十一 商標法施行規則の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）
- 三十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）
- 三十三 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）
- 三十四 エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）
- 三十五 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）
- 三十六 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）
- 三十七 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第五百一十一号）
- 三十八 原子力発電環境整備機構に関する省令（平成十二年通商産業省令第五百二十二号）
- 三十九 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）
- 四十 資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画に関する省令（平成十三年経済産業省令第五十八号）
- 四十一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第四百四十六号）
- 四十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）
- 四十三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）
- 四十四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）
- 四十五 日本アルコール産業株式会社法施行規則（平成十八年経済産業省令第十二号）
- 四十六 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）
- 四十七 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成十九年経済産業省令第十四号）
- 四十八 経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）
- 四十九 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）
- 五十 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第四十三号）

- 五十一 クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第三十八号）
  - 五十二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）
  - 五十三 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業者の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）
  - 五十四 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）
  - 五十五 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）
  - 五十六 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）
  - 五十七 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）
  - 五十八 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）
  - 五十九 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十九号）
  - 六十 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）
  - 六十一 使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）
  - 六十二 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第二百二号）
  - 六十三 ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）
  - 六十四 ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）
  - 六十五 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）
  - 六十六 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）
  - 六十七 中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する省令（平成三十年経済産業省令第四十一号）
- 第九條** 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。
- 第二十条第九号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
  - 第二十四条第九号、第三十条第九号及び第三十五条第九号中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
  - 第五十八条、第五十九条及び第六十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
  - 様式第一から様式第十四の二まで、様式第十六、様式第十九及び様式第二十中「**工業用水道事業法施行規則**」を「**工業用水道事業法施行規則**」に改める。
- 第十條** 工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第一百十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十六条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
  - 第二十七条及び第二十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
  - 様式第二十六、様式第二十七、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十五、様式第三十九及び様式第四十中「**工業用水道事業法施行規則**」を「**工業用水道事業法施行規則**」に改める。